

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（概要）

総務省自治行政局福利課

1. 概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「年金制度改正法」という。）の施行に伴い、地方公務員共済組合制度において所要の改正を行うとともに、令和4年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえ、地方公務員共済組合制度における旧地方公務員等共済組合法の規定に基づく給料年額改定率等について同様の改定を行う。

2. 改正の内容

- (1) 年金制度改正法における地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）の改正（地共済法附則第19条の2の新設）により、退職等年金給付における脱退に伴う一時金の制度が創設され、一定の要件の下、組合員期間が1年以上ある日本国籍を有しない者は一時金を請求することができることとされた。
当該一時金は公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは請求することができないこととされているため、この政令委任に基づき、当該政令で定める給付を規定する。
- (2) 年金制度改正法において、公的年金の支給の繰下げ・繰上げの見直しが行われたことを踏まえ、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものについても同様の措置を講ずるため、同法第3条の規定による改正前の地共済法等の読替え規定の整備を行い、必要な経過措置を設けるとともに、その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の地共済法による年金に係る給料年額改定率（※）について、令和4年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえた改定を行う。
※ 退職年金など昭和60年改正法による改正前の地共済法による年金（既裁定年金）の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和60年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。
- (4) 地方議会議員年金制度については、平成23年6月1日をもって制度が廃止されたが、経過措置として制度廃止前に年金の給付事由が生じた者に対しては引き続き年金の給付を行うこととされたところ。
この経過措置として給付を行う地方議会議員の年金額について、令和4年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえた改定を行う。

3. 根拠法令

- ・ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第21条等

4. スケジュール

公布日：令和4年3月25日

施行日：令和4年4月1日